

Q2 保険料の支払い方法はどのようになりますか？

A2 保険料の徴収方法としては、市町村窓口や口座振替で納めていただく「普通徴収」と、年金からの天引きの「特別徴収」の方法があります。

原則として年額 18 万円以上の年金を受給している方は「特別徴収」となります。

ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の 2 分の 1 以上の方は「普通徴収」となります。